

「ものづくりソフィア会」会則

第1条 名称

当会は「ものづくりソフィア会」と称する（以下、「当会」という）。
英語表記：Monozukuri Industry Alumni Association For Sophians
略称：MAAS

第2条 目的

ものづくり関連産業で活躍する上智大学卒業生が集い、時事的な話題についての意見交換、技術談義を通して切磋琢磨し、また当会の企画、遂行する事業を通して母校との繋がりと共栄を図り、産学連携推進の一翼を担うことを目的とする。

第3条 活動

当会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 会員相互の交流会・研究会・講演会の開催
2. 産学連携の推進に対する支援
3. 当会 Web サイトの運営
4. その他目的達成のために必要な活動

第4条 会員の資格

- 1) 当会は、理事会の承認を得た上智大学関係者をもって組織する。
- 2) 上智大学関係者には、上智大学、上智大学大学院の在校生、卒業生、教職員、教職員経験者の他、会員の推薦があり、理事会の承認を得たものを含む。

第5条 運営体制

当会は役員、理事、会員および当会選出のソフィア会代議員によって運営される。

第6条 機関

当会は次の機関をおく。

1. 役員会
2. 理事会
3. 会員大会

第7条 役員会

- 1) 当会の事務局として役員会をおく。
- 2) 役員会は総務幹事、会計幹事、広報幹事、幹事長および監査役で構成する。
- 3) 総務幹事は会則改廃案作成および会合の準備、会計幹事は財務管理および決算書作成、広報幹事は Web サイトの管理、会合開催案内および開催報告を主たる任務とし、幹事長はこれを統括する。
- 4) 監査役は会計を監査する。

第8条 理事会

- 1) 理事会は理事で構成され、会員大会の議決に基づき当会の会務を処理する。
- 2) 理事会の会長は当会の会長として会務を統括し、理事会の議長となる。
- 3) 副会長は会長を補佐し、会長不在時は会長の職務を代行する。なお、副会長が複数名存在する場合は、会長の指名した順序に従い、その任務を遂行する。
- 4) 役員は事務局として理事会に出席することができる。

第9条 名誉会長

- 1) 当会に名誉会長をおくことができるものとする。
- 2) 名誉会長は理事として理事会に出席する。

第10条 理事および役員を選任

理事および役員は理事会において選任され、会員大会で承認される。

第11条 理事、役員およびソフィア会代議員の任期

- 1) 理事および役員の任期は2年とする。
- 2) 欠員が生じた場合、補欠により就任した理事または役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選出される場合の任期は、他の在任者の任期と同じとする。
- 3) ソフィア会代議員の任期はソフィア会会則に則り一期3年となる(再任可)。

第12条 会員大会

- 1) 会員大会において、会長は会務を報告する。
- 2) 会員大会は、原則として毎年5月に定例会として会長が招集して開催する。
- 3) 会員大会は、理事会での決議を以って適宜開催できる。
- 4) 前項の通知は当会 Web サイトやメール等の方法で行う。

第13条 会員大会の審議事項

会員大会は、次の各号の審議を行う。

1. 会則の改廃案作成
2. 理事および役員承認
3. 決算書の承認
4. 会長あるいは理事会が必要と認めた事項
5. 会員半数以上の書面による請求があった事項

第14条 会員大会の議事運営

- 1) 会員大会の議長は、幹事長が担う。
- 2) 会員大会の議決は出席会員の過半数をもって行う。

第15条 運営資金

- 1) 当会の運営に必要な資金は次の収入でまかなう。
 1. 終身会費
 2. 当会主催の交流会・研究会・講演会等の参加費
 3. 寄付金
 4. その他の収入
- 2) 会員は、入会時に終身会費として7,000円を支払う。

第16条 資金の保管および運用

当会の資金の保管および運用は、役員会の決議を得て会計幹事が行う。

第17条 会計年度

当会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

付則 当会則第3版は、2023年5月28日から施行する。

以上